

令和元年8月臨時会会議録

令和元年8月29日 木曜日 午前10時00分開会
議長 下山 准一 副議長 小関 淳

出席議員(18名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	庄司里香	議員
3番	叶内恵子	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	小関淳	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
11番	新田道尋	議員	12番	奥山省三	議員
13番	下山准一	議員	14番	石川正志	議員
15番	小嶋富弥	議員	16番	佐藤卓也	議員
17番	高橋富美子	議員	18番	小野周一	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
教育長	高野博	総務課長	小松孝
総合政策課長	関宏之	財政課長	平向真也
子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子	商工観光課長	荒澤精也

事務局出席者職氏名

局長	滝口英憲	総務主査	叶内敏彦
主任	小松真子	主任	小田桐まなみ

議事日程

令和元年8月29日 木曜日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期決定

日程第3 市長の行政報告

日程第4 議案第42号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第43号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第44号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名です。

これより令和元年8月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

下山准一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において叶内恵子さん、高橋富美子さんの兩名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

下山准一議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る8月22日午前10時より議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部からは副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集さ

れました令和元年8月臨時会の運営について協議をしたところであります。

このたびの提出案件は議案第42号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、議案第43号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第44号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての3件であります。会期につきましては、本日8月29日、1日と決定いたしました。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期はただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、8月29日、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は8月29日、1日と決しました。

日程第3 市長の行政報告

下山准一議長 日程第3 市長の行政報告をお願いします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

新庄まつり後の臨時会、まことにありがとうございます。

それでは、新庄まつりについて御報告申し上げます。

ユネスコ無形文化遺産登録から3回目、昨年引き続きの週末開催となった今年の新庄まつりは、昨年より7万人多い56万人の人出となりました。

季節柄、天気予報は晴れたり曇ったり、新庄まつりでの1週間は人々の気持ちをやきもきさせましたが、ことしの祭り期間中は総じて好天に恵まれた天候でした。日程が進むにつれ日差しも強く、絶好の祭り観覧日和となり、曜日配列のよさも加わり、人出を大きく押し上げたものと考えております。

8月24日、宵まつりは、昨年から実施した駅前ロータリー付近の観覧場所の拡大を継続し、さらに同じく昨年実施した駅前通りの車道の一部の観覧場所開放について場所を変更して実施するなど、週末開催による観客増を想定した対応を行った結果、特に東口駐車場及び東山臨時駐車場が全て満杯の状態となり、昨年より2万人増の23万人の人出となりました。

25日の本まつりは、早朝雨が降り、不安定な天候の影響が懸念されたものの、行列実施時は天候もよくなり、沿道の観覧に人垣ができ、東口駐車場も早い時間で満杯になるなど、昨年より1万人増の22万人の人出となりました。

26日の後まつりは、雨は一時的に降ったものの天気は総じてよく、昨年雨天のため中止した飾り山車と街中鹿子踊を実施し、好天の中、手締式にて祭りのフィナーレを迎え、昨年より4万人多い11万人の人出となりました。

今後も世界に誇れる祭りとして、新庄まつり実行委員会への支援を通じ取り組んでまいりますので、さらなる御理解と御協力をお願いし、ことしの新庄まつりの報告とさせていただきます。

日程第4議案第42号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

下山准一議長 日程第4議案第42号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第42号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法及び関連法令が改正されたことにより、本年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されます。これは国の制度改正により、幼稚園、認定こども園、保育所などの3歳児クラスから5歳児クラスの子供及びゼロ歳から2歳児クラスの住民税非課税世帯の子供を対象に、保育料が無償化されるものであります。

また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、一時保育事業等についても条件を付して保育料が無償化されます。ただし、延長保育料や実費として徴収する通園送迎費、行事費、絵本代など、またこれまで保育料に含まれていた保育所の副食費につきましては無償化の対象外とされています。

こうした制度改正に伴い、本市におきましても、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額について、必要な改正を行うものです。

主な改正の内容につきましては、保育所などにおいては、3歳児いわゆる年少児から小学校

就学前までの子供の保育料、幼稚園においては満3歳以上の子供の保育料を無償とするものです。

また、住民税非課税世帯の3歳未満の子に係る小規模保育施設、保育所、認定こども園の保育料を無償とし、あわせて法律の改正に伴う文言の整備を行うものであります。

施行日は令和元年10月1日であります。

御審議いただき、御決定くださるよう、よろしく願いいたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第42号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 10月からの幼児教育・保育の無償化という国の方針によるものだと思います。

国の方針は、生活保護世帯、それから第3子以降に加え、年収360万円以下の世帯の副食費、副食費というのはおかずということだと思いますが、この免除という内容でいいのでしょうか。

それから、各保育施設がほかの世帯の給食費、給食費というのは副食費だと思いますが、それから全世帯の主食費を請求し徴収しなければならないことになるのか。そして、各保育施設や保育士の長時間過密労働に拍車がかかるのではないか、この点についてお聞きします。

また、そのときに副食費は幾らになると思われるのか。

それから、市全体で徴収される方々の金額全

体、給食費、つまり副食費のようですが、給食費は市全体で徴収される金額は幾らになるのか、お願いします。

それから、市の保育料で無料または低額だった世帯で給食費を請求される世帯が出てくるのではないかと。今までの保育料が上がる世帯が何人ぐらいになるのか。

それから、この請求される給食費について、滞納したら保育は中断させられるのかについて、お願いします。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

下山准一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、お答えいたします。

まず初めの、生活保護世帯第3子以降、それから年収360万円世帯以下のところの副食費の免除でよろしいかという御質問でございます。

副食費につきましては、年収約360万円未満相当世帯の子供及び市の独自の第3子免除世帯について、副食費の免除が該当するということを考えております。それまで納付していた保育料よりも副食費のほうが高くなるということは生じておりません。

なお、先ほどありました御質問で、副食費の免除対象人数なんですけれども、約340名になります。これに対して副食費を徴収されることになる方々の全額についてですけれども、こちらのほうは約400名ということになるのですが、ことしの分について6カ月で約1,069万円、来年度については12カ月になりますので、その倍、約2,138万円というふうに試算をしております。

それから、保育士について、そういった事務がふえるということにおいての長時間労働が発生するのではないかとといったようなことでございますけれども、これまでも実費ということで、実費徴収を行っているという経緯はあります。

例えば、バスの送迎費ですとか、それから絵本代ですとか、教材費ですとか、そういったところの実費の徴収は行っています。施設によりましては事務職員を置いているところもございますので、最初ですのでは何かと事務の煩雑なことは予想されますけれども、それによつての保育士の確保などは各保育施設の考え方によると考えております。

それから、市の保育料で無償化される世帯が給食費をもらうようになるのではないかと御質問については、先ほど申し上げましたように、副食費の免除制度によりましてそういった世帯はございません。

それから、最後の御質問で、滞納したら中断させられるのかという御質問です。対象になるのかという御質問だと思いますけれども、そういったことはございません。ただ、徴収につきましては、公立については市の収入というふうなことになりますので、御相談などをさせていただきながら、徴収のほうもさせていただきたいと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 事務負担についてなんですが、事務負担は各保育施設の考え方によるということで、市では関与しないというお考えでしたけれども、このたび免除対象者には請求しないという対応もしなければいけないし、説明し、請求し、徴収管理などの負担が、新たに保育所や保育士にかかってくるわけです。今でも保育士や保育関係者は長時間過密労働で、うちに持ち帰って仕事をする人もたくさんおられます。こういう状況を考えますと、事務負担はかなりふえていくということで、市独自でも新たな支援、人員配置が必要ではないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、滞納したら保育は中断ということ

はないということは大変ありがたいと思います。しかし、国の制度としてどういう考えかといいますと、内閣府の幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けのFAQ2019年の7月31日版、38ページによりまして、「副食費の滞納がある保護者から事情を聞き……、利用継続の可否などを検討する」と書いてあります。ということは、可否ですから、利用するのかもしれないか検討するということが求められるわけです。そうすると、お金が出ない方については、民間の場合は特にやめていただくというかなり厳しいことになって、運営にもかかわりますからせざるを得ないことになってしまうのではないかと。こういうことのないようにするにはどうすればいいのか、対応を考えているか。中断をしないというこの立場で考えていることを、お願いしたいと思います。

それから、全体で新たに徴収することになる市の給食費について、市全体の副食費だと思いますが、この金額は1年間で2,138万円という話でした。だとすれば、いや3,000万かもしれません。3倍だと、6カ月で……、そうですね。間違えました。1年で2,138万円ということで、約2,000万円ちょっとです。

今まで給食費は無料にする方向で市長を先頭に頑張ってきたと思います。やはり子育て世帯の収入の不安定あるいは低額、そういうことを考えたときに、子育て支援として、秋田県横手市のように市独自で上乗せして、全ての世帯の副食費を無料にする、このたび横手市はそう発表しました。

新庄市でも保育料の軽減のために、学んで検討する必要があるのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

下山准一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 1点目の保育士の新たな確保ということへの御質問でございます。確かにそういった事務負担はございますが、例えば保育士全体の中で、子供の安全安心な保育をするための保育士の確保、そういったことを含めて、今後県が行っているような住宅費の費用負担ですとか、そういったところのような全体としての保育士の確保は考えていかなければいけないと思っておりますが、例えば養成校への依頼ですとか、そういったところも含めて行ってまいりたいと思っております。

それから2点目、滞納したら退所しなければいけないのではないかと、民間立などは退所するような方向になるのではないかとというような御質問でございますけれども、その点につきましては、できるだけ退所というようなことにならないように、民間立保育所のほうともよく聞き取りをし、こちらからも助言などを行いながら、徴収のほうも行っていきたくと考えております。

3点目です。新たに徴収することになる副食費についての市独自の補助をとというような御質問かと思っております。

副食費につきましては、これまで保育料の一部として保護者に負担していただいたものと考えております。したがって、今回の3歳以上の無償化によりまして、どの世帯も保育料よりも副食費の額はかなり低い数字になるはずでございます。ですので、その点ではかなり保護者の負担減になっていると考えられますので、今のところはそういった市独自の負担軽減といったものは考えておりませんが、その他のさまざまな子育て支援策の中で、そういったことも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1番（佐藤悦子議員） 事務負担軽減というこ

とでは、各保育所の皆さんに意見を伺って、どうなのかという声があれば、要望があれば考えていただきたいと思いますが、これから事務負担が出てくる保育所に直接声を聞くようにしていただきたいと思いますが、そういう考えはないか。それを受けて、また考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

それから、副食費の件ですが、今の保育料より、副食費負担になっても負担は軽くなるから考えていないというお話でした。しかし、全体的に全国の状況を見ますと、給食費を無償化ということで対応している自治体が出ています。秋田県でも、県として国の上乗せをしているようです。そういったことを県に要望することも含めながら、市としてこれから考えていただきたいと思いますが、再度お願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 子育て世代の今回は軽減負担ということではありますが、市内全域の子供たちを今調査しておりますので、さまざまな観点から今後検討させていただきたいというふうに思っております。

下山准一議長 ほかに質疑ありませんか。

3番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3番（叶内恵子議員） 産業厚生委員協議会で既に説明のほうは資料を含めていただいているんですが、何せ当日の当日にいただいた資料で、質問したいと思ったことが深く調べられなかったものですから質問させていただきたいんですが、資料の中で無償化による影響額ということで、これを歳入歳出の部分で計算をすると、確かに280万3,000円という金額が増額するというふうに見えるんですが、実際、幼保無償化に伴う財政負担の増加額と、それを歳出として、あと消費税率引き上げによる地方消費税交付金額の増収額を例えば歳入にして計算をした場合の

差額では、ちょっと財政的な部分では推しはかれないのではないかなと思っておりました。

それで御確認したいのが、今回の幼保無償化に伴う新たな財政負担の増加額と、この幼保無償化に係る基準財政需要額の加算額というものと、あともう一つが消費税率引き上げによる消費税交付金の増収額の部分と、消費税率引き上げに係る基準財政収入額への算入額、こちらは計算上どうなっているのか、これを伺いたいと思います。（「休憩をお願いします」の声あり）

下山准一議長 暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

下山准一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 ただいま叶内議員からは、財政というのはいわゆる収支としてどうなのかという御質問だったと思います。

まず、今回条例改正をお願いしたのは、10月から無償化になるという中での条例改正になるわけですが、今年度は国のほうで、基本的には消費税アップ分を財源として無償化の措置を行いたいということでしたが、ただ無償化、消費税アップ分のいわゆる地方公共団体に回すお金としては、今年度大きくその分がそっくり来るということではないので、特例として国では臨時的な交付金を予定して、地方の負担をなくすような措置を行っているというのが今年度でございます。

それで、来年度以降につきましては、叶内議員おっしゃった交付税へのいわゆる基準財政収入額への措置とか、あるいは収入面での基準財政収入額の措置等については、また具体的ないわゆる地方財政計画等がまだ決まっておられないので、その詳細については御回答しかねると

いうことで、御承知賜りたいと思います。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 昨年の平成30年6月15日閣議決定を踏まえているこの政策パッケージなわけですね。それで、早い段階の自治体であると、その財政の運営ということがやっぱり大きい、そして新庄市は特に、副市長御承知かわかりませんが、若い世代が子育てをしていくということは大変厳しいんですね。収入面が、所得水準が低いという現状があって、そして共働きをしないとその収入に満たないという現状があって、きのうもそういった話を市民の方とさせていただく機会がありました。残業を一生懸命しないと、目標に、子育てをしていける金額まで及ばないんだと、そういう現状があるんですね。

そういう中で、今回質問につなげたかったのが、喫緊の課題である若者の流出、そして若者定住の促進ということで、この子育て支援というのは本当に充実していかなければいけない。それには財政が必要で、国の制度が変わって、今後、来年度から市町村の負担が財政基準額に算入されて、この交付金の中に算入されてくるということで、この計算をシミュレーションとして早目早目にやって、どんな厚みの政策ができるのかということを取り組んでいるほかの自治体の方から聞くと、この夏までが勝負だという話をしておりました。

そういう観点から考えると、まず来年度になって消費税が10%になって、国の地方交付税の算定の基準がどうなるのかとなると、ならないとわからないというような返答をされるとするならば、ちょっと遅いのではないかなと思っております。

そして、今回のこの改正というのが、20代、30代の若い世代が理想の子供数を持たない理由が、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからが

最大の理由となっている。そのために幼児教育の無償化をしようとしています。

今回の条例の改正にはまだ触れていませんけれども、今後消費税が10%に増額されて、所得水準であったり、全てが上がっていくかどうか見通しがちょっと暗いのではないかなと思っています。その中でゼロ歳から2歳、今現状は生活保護世帯、低所得者の世帯に対する無償であるんですが、今後は当面の間それで行います。けれども、これから先は全世帯に対して無償化を行っていくという国の方向性があるのだろうなと思って法律も読んでおりましたが、市としてはこの財政の負担を踏まえてどのように考えているのかということを知りたいと思います。非常に大事だと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 先ほど佐藤議員にもお答えしましたが、子育て支援というのは総合的に判断していかななくてはいけないということで、今回はこういう制度が成るといっても含めて、全体的な中で支援などを検討させていただきたいということでもあります。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） この制度は10月1日から国が開始してしまいますので、それに合わせなければならぬ、重々承知しております。新庄市として、子育て世代、若者定住に対してどのような方向性を見出していくのか、非常に大事だと思います。

そういった中で、常任委員会に対するこの無償化による影響額という計算のあり方というのは、これは不交付団体であればこの計算で成り立っていくのだなということが、ちょっと調べて思いましたので、より一層この新庄市に合わせた計算のものをを出していただければありがたいなと思っておりますので、子育て世代、

これからどどん力を入れてくれるという市長の言葉ですので、厚みを持った政策を行っていただきたいと念じております。

下山准一議長 ほかに質疑ありませんか。

2 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

2 番（庄司里香議員） 委員協議会でもこの内容については説明をいただいたのですが、その内容の中で、今3歳児が、ゼロ歳児が3歳児になった時点でずっと膨らんでいくと思うんです。それで、定員が大きくなるという可能性もあると思うんです。それについて、受け入れ増加になることによって施設が足りないとか、サービスが少なくなるとかということについてお話しさせていただいたんですけれども、その内容について。

あと、ぜひともお答えいただきたいのは、今若い世代で、私もこのお休み期間中に若い方たちと随分お話をさせていただいたんですけれども、やっぱり子育ての政策が充実しているまちなに行きたいんだというふうに言われるんですよね。そうすると新庄市はちょっとというふうに言われることについて、市長はどうお考えなのか。これからもっと厚みのあるサービスをしていくというふうにお話しされてはいるんですけれども、具体的にこの内容、国から提示された内容にプラスしていくお考えはあるのか、ぜひともお答えください。お願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 子育て世代への支援は、先ほどお二人の議員にもお答えしましたが、トータル的な形でサービスを考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

今回の制度の中で、ゼロ歳から2歳の非課税世帯の皆さんが無償化になること、それ以外の本当に低所得な部分もというふうに課題も捉えているところでありますので、広く資料を収集

しながら検討し、実施してまいりたいというふうに考えております。

2 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

2 番（庄司里香議員） 内容的には、今の市長のお話は、ずっと継続されている内容だと思います。ぜひとも、小さいことでもいいので、新庄市独自のサービスとか、こういうことを若い人たちに提示しているとか、ぜひとも外から来てもらいたいということを、その意気込みを政策のほうに反映していただけたらと思っております。どうかよろしくお願いします。

下山准一議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第42号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第5議案第43号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管

理に関する条例の一部を改正する 条例について

下山准一議長 日程第5議案第43号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第43号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本年10月からの幼児教育・保育が無償化されることに伴い、本市の児童センター及び児童館の使用料について必要な改正を行うものです。

主な改正の内容につきましては、児童センター及び児童館の使用料について無料と改め、指定管理者が行う利用料金に係る減免等の業務について整理するものであります。

保育所や幼稚園など無償化対象施設を利用する世帯との公平性を図るため、児童センター、児童館を利用する世帯の経済的負担を軽減するものであります。

施行日は令和元年10月1日であります。

御審議いただき、御決定くださるようお願いいたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第43号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第43号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

下山准一議長 日程第6 議案第44号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第44号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例について御説明申し上げます。

新庄市エコロジーガーデンの旧第4蚕室につきまして、旧農林省蚕糸試験場新庄支場保存活用計画やエコロジーガーデン第4期利用計画に基づく耐震改修により、施設機能の拡充を図ることに伴い、新たに施設区分と使用料を規定するため必要な改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、旧第4蚕室を創造交流施設とし、施設区分をカフェ・レストランスペース、店舗スペース、オフィススペースとして、新たに使用料を設けるものであり、来年春の供用開始を予定しております。

またその他文言の整理など必要な改正を行うものであります。

施行日につきましては公布の日からとし、使用開始日は別に告示することといたします。

以上、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第44号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第44号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

閉 会

下山准一議長 以上で、今期臨時会の日程は全て終了いたしましたので、閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時42分 閉会

新庄市議会議長 下 山 准 一

会議録署名議員 叶 内 恵 子

〃 〃 高 橋 富美子